

青森県報

号外第十五号

平成二十六年
三月二十六日
(水曜日)

目 次

条 例

青森県原子力人材育成・研究開発推進基金条例……………	(支 援 室)	…三
青森県特別会計条例の一部を改正する条例……………	(財 政 課)	…四
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課)	…五
職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…六
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…七
青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例……………	(財 産 管 理 課)	…八
青森県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例……………	(行 政 経 営 推 進 室)	…八
青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例……………	(地 域 活 力 振 興 課)	…九
青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例……………	(青 い 森 鉄 道 対 策 室)	…一〇
青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例の一部を改正する条例……………	(参 画 課・青 少 年 女 子 課・こ ども 参 画 課)	…二
青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(環 境 政 策 課)	…三
青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(自 然 保 護 課)	…三
青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(政 策 課)	…三
青森県国民福祉プラザ条例の一部を改正する条例……………	(同)	…四

青森県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(医 療 薬 務 課)	…一五
青森県葉書法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(同)	…一六
青森県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………	(保 健 衛 生 課)	…一七
青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………	(高 齢 福 祉 保 險 課)	…一七
青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(同)	…一八
青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(同)	…一八
青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…一九
青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	(同)	…二〇
青森県児童福祉法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(こ ども 参 画 課)	…二〇
青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例……………	(障 害 福 祉 課)	…二一
青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例……………	(同)	…二二
青森県むつ小川原工業基地企業立地促進基金条例の一部を改正する条例……………	(産 業 立 地 推 進 課)	…二五
青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(政 策 課)	…二六
青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例……………	(畜 産 課)	…二七
青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(同)	…二八
青森県漁港管理条例の一部を改正する条例……………	(漁 港 漁 場 整 備 課)	…二九
青森県国有財産使用料徴収条例の一部を改正する条例……………	(監 理 課)	…三〇
青森県道路法施行条例の一部を改正する条例……………	(道 路 課)	…三〇
青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(河 川 砂 防 課)	…三三
青森県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三三

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾空港課)	…三
青森空港条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青森県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	…三
青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青森県営駐車場条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青森県公共下水道条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青い森セントラルパーク条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	…三
青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青森県立美術館条例の一部を改正する条例	(観光企画課)	…三
青森県水族館条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青森県証紙条例の一部を改正する条例	(会計管理課)	…三
青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例	(整備企画課)	…三
青森県病院事業条例の一部を改正する条例	(病院局)	…三
青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例	(経営企画室)	…三
青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(教職員課)	…三
青森県社会教育委員設置条例の一部を改正する条例	(教職員課)	…三
青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例	(教職員課)	…三
青森県立図書館条例の一部を改正する条例	(生涯学習課)	…三
青森県営スケート場条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青森県武道館条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青森県立郷土館条例の一部を改正する条例	(同)	…三
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	…三

警察本部
交通指導課
運転免許課
…三

文教課
保健課
…三

教育課
健康課
…三

教育課
生涯学習課
…三

教育課
学校施設課
…三

教職員課
教職員課
…三

経営企画室
経営企画室
…三

整備企画課
整備企画課
…三

病院局
病院局
…三

教職員課
教職員課
…三

生涯学習課
生涯学習課
…三

同
同
…三

同
同
…三

同
同
…三

青森空港条例の一部を改正する条例	(港湾空港課)	…三
青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	(議会議務課)	…三
青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例	(議会議務課)	…三

議会議務課
議会議務課
…三

議会議務課
議会議務課
…三

条 例

青森県原子力人材育成・研究開発推進基金条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県原子力人材育成・研究開発推進基金条例

(設置)

第一条 原子力の分野における人材の育成及び研究開発を推進するための拠点となる施設の整備に要する経費の財源に充てるため、青森県原子力人材育成・研究開発推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則（平成五年十月二十八日科学技術庁告示第十一号）第一条に規定する交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第三条の規定の適用を受ける放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事業及び放射線利用・原子力基盤技術試験研究設備等整備等事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第六号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例(昭和三十九年四月青森県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「青森県医療療育センター特別会計」を「青森県療育福祉・医療療育センター特別会計」に、「医療療育センター事業」を「療育福祉・

医療療育センター事業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(青森県職員定数条例の一部改正)

2 青森県職員定数条例(昭和二十四年九月青森県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「青森県医療療育センター特別会計」を「青森県療育福祉・医療療育センター特別会計」に改める。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例(昭和三十六年一月青森県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「されている附属機関」の下に、「(第三項に規定するものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「新認定こども園法」という。)(第二

十五条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関は、青森県子ども・子育て支援推進会議とする。

第二十九条を第三十条とし、第十一条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の一条を加える。

(青森県子ども・子育て支援推進会議の部会)

第十一条 青森県子ども・子育て支援推進会議に、新認定こども園法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、幼保連携型認定こども園部会を置く。

2 幼保連携型認定こども園部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、七人以内とする。

3 幼保連携型認定こども園部会に部会長を置き、幼保連携型認定こども園部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 前項の部会長は、幼保連携型認定こども園部会の事務を掌理する。

5 第三項の部会長に事故があるときは、幼保連携型認定こども園部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 幼保連携型認定こども園部会の議決は、これをもつて青森県子ども・子育て支援推進会議の議決とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「期間は、五年」を「年齢は、その職員に係る定年から五年を減じた年齢」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十一中「病院の病棟」を「あすなる療育福祉センター又はさわらび療育福祉センター」に改める。

第十七条の三十九中「本庁環境政策課、本庁原子力安全対策課若しくは本庁環境再生対策室」を「本庁環境保全課若しくは本庁原子力安全対策課」に改め、「本庁環境政策課若しくは本庁環境再生対策室」を「本庁環境政策課若しくは本庁環境保全課」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十号

青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

青森県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年四月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び別表中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十一号

青森県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

青森県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（平成二十年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）」を「法」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（法第四十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定めるものとする。

（法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産）

第二条 法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、当該申請の日におけるその額）が五十万円以上の財産（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他知事が重要と認める財産とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例

青森県立三沢航空科学館条例（平成十五年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

五百円
三百円に人数を乗じて得た額の十分の八に相当する額
五百円に人数を乗じて得た額の十分の八に相当する額

を

五百十円
一人につき 二百四十円
一人につき 四百十円

に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十三号

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例

青森県鉄道施設条例（平成十四年十月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号及び別表第二中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例の一部を改正する条例

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例（平成十三年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「千三百円」を「千三百三十円」に、「二千六百元」を「二千六百七十円」に、「千六百九十円」を「千七百三十円」に、「三千三百八十円」を「三千四百七十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「三千九百元」を「四千元」に、「二千三百四十円」を「二千四百円」に、「四千六百八十円」を「四千八百円」に、「五千二百円」を「五千三百四十円」に改め、別表第二号の表中「五百円」を「五百十円」に、「千円」を「千二十円」に、「百八十五円」を「百九十円」に、「三百七十円」を「三百八十円」に、「三百八十円」を「三百九十円」に、「七百六十円」を「七百八十円」に、「二百七十五円」を「二百八十円」に、「五百五十円」を「五百六十円」に、「二百四十五円」を「二百五十円」に、「四百九十円」を「五百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例（昭和五十一年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「九千六百元」を「九千八百円」に、「五千三百円」を「五千四百円」に、「七千五百円」を「七千七百円」に改め、同表第二号中「七千五百円」を「七千七百円」に、「六十円」を「六百十円」に、「三千七百円」を「三千八百円」に、「四千三百円」を「四千四百円」に、「五千四百円」を「五千五百円」に、「一万三百円」を「一万五百円」に、「二万五千円」を「二万五千八百円」に、「一万三千四百円」を「一万三千七百円」に、「四万二千七百円」を「四万三千九百円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表第三号中「七千四百円」を「七千六百円」に、「一万千八百円」を「一万二千円」に、「二万五千円」を「二万五千八百円」に、「二万九千五百円」を「二万九千七百円」に、「一万円」を「一万三百円」に、「一万四千六百円」を「一万五千円」に改め、同表第四号中「五千九百円」を「六千円」に、「三千九百円」を「四千円」に、「七千八百円」を「八千円」に、「九千二百円」を「九千四百円」に、「一万四千八百円」を「一万五千二百円」に、「三万二千四百円」を「三万三千三百円」に、「七千五百円」を「七千七百円」に、「二万三千二百円」を「二万三千八百円」に、「六千八百円」を「六千九百円」に、「一万五千円」を「一万五千四百円」に、「二万六百元」を「二万七千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に、「二万六千六百円」を「二万七千二百円」に

改め、同表第五号中「四千二百円」を「四千三百円」に、「五千六百円」を「五千七百円」に、「三万三千元」を「三万三千九百元」に、「七千円」を「七千二百円」に改め、同表の備考中「四千四百円」を「四千五百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県民福祉プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県民福祉プラザ条例の一部を改正する条例

青森県民福祉プラザ条例（平成十年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「千九百円」を「千九百五十円」に、「三千八百円」を「三千九百円」に、「二千四百七十円」を「二千五百三十五円」に、「四千九百四十円」を「五千七十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百二十五円」に、「五千七百円」を「五千八百五十円」に、「三千四百二十円」

を「三千五百十円」に、「六千八百四十円」を「七千二十円」に、「七千六百円」を「七千八百円」に改め、別表第二号の表中「四百四十五円」を「四百五十五円」に、「八百九十円」を「九百十円」に、「四百四十円」を「四百五十円」に、「八百八十円」を「九百円」に、

「

百八十円

」を「

三百六十円

」に、「

百八十五円

」を「

三百七十円

」に、「

二百七十五円

」を「

二百八十円

」に、「

五百五十円

」を「

五

百六十円」に、「百八十五円」を「百九十円」に、「三百七十円」を「三百八十円」に、「二百九十円」を「二百九十五円」に、「五百八十円」を

「

五百九十円

」に、「

二百六十円

」を「

五百二十円

」に、「

二百六十五円

」を「

五百三十円

」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県地域医療再生臨時特例基金条例（平成二十一年十二月青森県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第二十号

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県薬事法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「同条第二項」を「同条第四項」に改め、同条第十一号中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同条第十二号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

別表第二号中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表第十五号及び第十六号中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表第十七号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年六月十二日から施行する。

青森県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県獣医師修学資金貸与条例（平成四年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「十万円」の下に「（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人の設置する大学において獣医学を履修する課程に在学する者に係る修学資金にあつては、月額十二万円）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万分の九」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十三条第八項、第六十四条第二項」を「第六十三条第十一項、第六十四条第三項」に改め、「第九十条第七項」を削り、「及び第九十二条」を「第九十二条、第七十一条第九項、第七十二条第二項及び第七十三条」に、「第四十四条第八項、第四十五条第二項」を「第四十四条第十一項、第四十五条第三項」に改め、「第七十条第七項」を削る。

別表第十号中「第六十四条第二項若しくは第九十一条第二項」を「第六十四条第三項、第九十一条第二項若しくは第七十二条第二項」に、「第四

十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「九千三百円」を「九千五百円」に改め、同表第十一号中「第六十三条第八項」を「第六十三条第十一項若しくは第七十一条第九項」に、「第四十四条第八項」を「第四十四条第十一項」に、「九千三百円」を「九千五百円」に改め、同表第十二号中「若しくは第九十二条」を「第九十二条若しくは第七十三条」に、「八千五百円」を「八千七百円」に改め、同表第十三号を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三月青森県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 介護保険法第七十九条第二項第一号（同法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する指定居宅介護支援事業者の指定及び指定の更新に係る条例で定める者は、介護保険法施行規則第三百三十二条の三の二に規定するところによるものとする。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護保険法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の事業に係る条例で定める員数等並びに同法第八十一条第一項に規定する介

護支援専門員に係る条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。
附則第二項中「第四条第五項」を「第四条第七項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県児童福祉法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県児童福祉法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県児童福祉法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十五年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「受けようとする者」の下に「（第五号に掲げる者を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

五 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の二第一項の規定による保育士試験の全部の免除を受けようとする者

保育士試験免除申請手数料 二千四百円

第三条第一項中「保育士試験受験手数料」の下に「又は保育士試験免除申請手数料」を加え、同条第二項中「保育士試験受験手数料」の下に「及び保育士試験免除申請手数料」を加える。

第四条の見出しを「(受験手数料等の納入方法)」に改め、同条中「保育士試験受験手数料」の下に「及び保育士試験免除申請手数料」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例

青森県医療療育センター条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県療育福祉・医療療育センター条例

第一条第一項中「医療療育センター」を「療育福祉・医療療育センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 療育福祉・医療療育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県立あすなろ療育福祉センター	青森市

青森県立さわらび療育福祉センター	弘前市
青森県立はまなす医療療育センター	八戸市

第二条第一項中「青森県立あすなる医療療育センター及び青森県立はまなす医療療育センター」を「青森県立あすなる療育福祉センター」に改め、同項第二号中「指導、」を「指導及び」に改め、「及び治療」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 障害者を入所させて、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること。

第二条第二項を次のように改める。

2 青森県立さわらび療育福祉センターは、前項第一号から第五号までに掲げる業務を行うほか、次に掲げる業務を行う。

一 肢体不自由児及び重症心身障害児を通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行うこと。

二 障害者等の医療、保健指導等に関し必要な業務

第二条に次の一項を加える。

3 青森県立はまなす医療療育センターは、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務を行うほか、次に掲げる業務を行う。

一 肢体不自由児及び重症心身障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。

二 障害者を入所させて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること。

三 その他障害者等の医療、保健指導等に関し必要な業務

第三条第一項中「医療療育センター」を「療育福祉・医療療育センター」に改め、同条第二項中「医療療育センター」を「療育福祉・医療療育セン

ター」に、「生活介護若しくは」を「生活介護」に改め、「短期入所」の下に「若しくは同条第十項に規定する施設入所支援」を加え、「第十五条の四第一項」を「第十五条の四」に改める。

第四条中「医療療育センター」を「療育福祉・医療療育センター」に改める。

別表第一診療料の項中「に係る算定方法及び」を「及び別表第二歯科診療報酬点数表に係る算定方法並びに」に改め、同表診断書料の項中「八百六十円」を「八百八十円」に、「二千八十円以上六千三百円以下」を「二千百三十円以上六千四百八十円以下」に改め、同表に次のように加える。

その他の使用料	時価を勘案して知事が定める額
---------	----------------

別表第二中「短期入所料」を「短期入所料
施設入所支援料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部改正)

2 青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年四月青森県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「青森県立あすなる医療療育センター及び青森県立さわらび医療療育センター」を「青森県立あすなる療育福祉センター及び青森県立さわらび療育福祉センター」に改める。

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第二十九号

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県立精神保健福祉センター条例（平成六年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表診断書料の項中「千十円」を「千三十円」に、「二千五百四十円以上六千三百円以下」を「二千六百十円以上六千四百八十円以下」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県むつ小川原工業基地企業立地促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三十号

青森県むつ小川原工業基地企業立地促進基金条例の一部を改正する条例

青森県むつ小川原工業基地企業立地促進基金条例（平成六年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県むつ小川原地域産業振興基金条例

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 むつ小川原地域における産業の振興に寄与する事業を促進するための措置に要する経費の財源に充てるため、青森県むつ小川原地域産業振興

基金(以下「基金」という。)を設置する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(基金の処分)

第五条 基金は、電源立地地域対策交付金交付規則(平成二十三年四月十三日

文部科学省
経済産業省

告示第一号)第三条第一項の規定の適用を受ける次に掲げる

措置に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

一 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置

二 企業導入・産業活性化措置(むつ小川原地域に立地する企業に対する設備(土地及び建物を含む。)(の取得等に要する費用に充てるための資金

の貸付けに係る事業を除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例（昭和五十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「千二百五十円」を「千二百八十円」に改め、同表第五号中「三百六十円」を「三百七十円」に改め、同表第七号中「三十五円」を

「三十六円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県家畜検査手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「五百五十円」を「五百六十円」に、「二千円」を「二千五十円」に、「気腫痘^{しゅそ}」を「気腫痘^そ」に、「五百三十円」を「五百四十円」に、「五百六十円」を「五百七十円」に、「千二百円」を「千二百三十円」に、「やぎ」を「山羊」に、「七百九十円」を「八百十円」に、「四百円」を「四百十円」に改め、同表第三号中「四百四十円」を「四百五十円」に改め、同表第四号中「七百元」を「七百十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた命令等に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、別表第一第二号口の表中「六百二十円」を「六百三十円」に改め、別表第一の備考の第六号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表第二第一号の表中「百五十七円」を「百六十一円」に、「百五円」を「百八円」に、「二百十五円」を「二百二十一円」に、「八十三円」を「八十五円」に改め、別表第二の備考の第六号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用、使用又は採取の許可に係る漁港施設占用料及び漁港施設使用料並びに土砂採取料及び占用料（青森県漁港管理条例第十三条第三項ただし書の規定の適用を受ける漁港施設占用料及び漁港施設使用料並びに土砂採取料及び占用料のうち平成二十六年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県国有財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森県国有財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

青森県国有財産使用料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表収益の項中「百五十七円」を「百六十一円」に、「百五円」を「百八円」に、「二百十五円」を「二百二十一円」に、「八十三円」を「八十五円」に改め、同表の備考の第五号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用又は収益の許可に係る使用料（青森県国有財産使用料徴収条例第四条ただし書の規定の適用を受ける使用料のうち平成二十六年年度以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例

青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「法第三十五条に規定する事業（政令第十八条に規定する事業を除く。）及び」を削る。

別表の備考第八号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可に係る占用料（青森県道路法施行条例第八条ただし書の規定の適用を受ける占用料のうち平成二十六年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十七号

青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「百分の百五」を「百分の百八」に、「千八百三十七円」を「千八百八十九円」に、「百三十五円」を「百三十八円」に改め、別表第三号の表中「百五十七円」を「百六十一円」に、「百五円」を「百八円」に、「二百十五円」を「二百二十一円」に、「八十三円」を「八十五円」に改め、別表の備考の第七号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている青森県河川流水占用料等徴収条例第四条に規定する流水の占用等の許可又は登録に係る同条例第一条に規定する流水占用料等（同条例第三条第一項ただし書又は第二項の規定の適用を受ける同条例第一条に規定する流水占用料等のうち平成二十六年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県海岸占用料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「百五十七円」を「百六十一円」に、「百五円」を「百八円」に、「二百十五円」を「二百二十一円」に、「八十三円」を「八十五円」に改め、別表の備考の第六号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用又は採取の許可に係る占用料及び土石採取料（青森県海岸占用料等徴収条例第三条ただし書の規定の適用

を受ける占用料及び土石採取料のうち平成二十六年年度以降の年度分に係るものを除く。) については、なお従前の例による。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例(昭和三十九年七月青森県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表中「百五十七円」を「百六十一円」に、「百五円」を「百八円」に、「二百十五円」を「二百二十一円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている土砂の採取の許可に係る土砂採取料(青森県港湾管理条例第十四条第二項ただし書の規定の適用を受ける土砂採取料のうち平成二十六年年度以降の年度分に係るものを除く。)については、なお従前の例による。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第三中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に停留している航空機の当該停留に係る停留料及び現に受けている使用の許可に係る土地の使用料については、なお従前の例による。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第四十一号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「二千二十円」を「二千七十円」に、「五千八百七十円」を「六千三十円」に改め、別表第二第二号イ中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同表第三号の表中「八百九十円」を「九百十円」に、「三百五十円」を「三百六十円」に、「八千十円」を「八千二百三十円」

に改め、別表第二第四号アの表（備考を除く。）を次のように改める。

野 球 場	水 泳 場				陸上競技場		区 分				
	徒 渉 プ ール	室 内 プ ール		深 水 プ ール	五 十 メ ー ト ル プ ール	補 助 競 技 場	主 競 技 場	営 利 を 目 的 と し な い と き 一 時 間 に つ き	体 育 ・ ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合		
		そ の 他 の 月	六 月 ～ 八 月							九 百 十 円	千 七 百 四 十 円
	六 万 四 千 五 百 九 十 円	四 千 九 百 八 十 円	二 万 七 千 五 十 円	一 万 四 千 八 百 十 円	二 万 九 千 六 百 二 十 円	二 万 九 千 六 百 二 十 円	一 万 七 千 七 百 九 十 円				
九 百 十 円	五 百 八 十 円	三 千 九 百 四 十 円	九 百 十 円	千 七 百 四 十 円	千 七 百 四 十 円	九 百 十 円	千 七 百 四 十 円			営 利 を 目 的 と し な い と き 一 時 間 に つ き	体 育 ・ ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合
六 万 四 千 五 百 九 十 円	四 千 九 百 八 十 円	二 万 七 千 五 十 円	一 万 四 千 八 百 十 円	二 万 九 千 六 百 二 十 円	二 万 九 千 六 百 二 十 円	三 千 十 円	一 万 七 千 七 百 九 十 円	営 利 を 目 的 と す る と き 一 時 間 に つ き	体 育 ・ ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合		
千 七 百 四 十 円	八 百 円	一 万 四 千 百 九 十 円	千 九 百 六 十 円	三 千 五 百 八 十 円	三 千 五 百 八 十 円	千 二 百 六 十 円	三 千 五 百 八 十 円	営 利 を 目 的 と し な い と き 一 時 間 に つ き	体 育 ・ ス ポ ー ツ 以 外 に 使 用 す る 場 合		
六 万 四 千 五 百 九 十 円	四 千 九 百 八 十 円	二 万 七 千 四 百 六 十 円	一 万 五 千 二 百 二 十 円	三 万 四 百 四 十 円	三 万 四 百 四 十 円	三 千 十 円	一 万 八 千 三 百 円	営 利 を 目 的 と す る と き 一 時 間 に つ き	体 育 ・ ス ポ ー ツ 以 外 に 使 用 す る 場 合		

別表第二第四号アの表の備考の2の表を次のように改める。

照 明 設 備		区 分		体 育 ・ ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合
半 灯	全 灯	営 利 を 目 的 と し な い と き 一 時 間 に つ き		
三 千 九 百 円		七 千 八 百 十 円		
四 万 六 千 八 百 六 十 円		四 万 六 千 八 百 六 十 円		
七 千 八 百 十 円	一 万 五 千 六 百 二 十 円	営 利 を 目 的 と し な い と き 一 時 間 に つ き		体 育 ・ ス ポ ー ツ 以 外 に 使 用 す る 場 合
四 万 六 千 八 百 六 十 円		営 利 を 目 的 と す る と き 一 時 間 に つ き		体 育 ・ ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合

スコアボード		全部表示	二千五十円
得点・判定表示			二千二十円
		四千百円	
		四千百円	二千五十円
			四千百円

別表第二第四号イの表中「四百三十円」を「四百四十円」に、「七百五十円」を「七百七十円」に、「千百三十円」を「千百六十円」に改め、同号ウの表中「千二百三十円」を「千二百六十円」に、「千七百円」を「千七百四十円」に、「二千二十円」を「二千七十円」に、「五百七十円」を「五百八十円」に、「二千三百七十円」を「二千四百三十円」に、「三千百六十円」を「三千二百五十円」に、「三千九百五十円」を「四千六十円」に、「八百九十円」を「九百十円」に改め、同号エ中「八百九十円」を「九百十円」に改め、別表第二第五号アの表（備考を除く。）を次のように改める。

総合体育館								区分			
室内プール		技場		主競技場				営利を目的としないとき一時間につき	営利を目的とするとき一時間につき	営利を目的としないとき一時間につき	営利を目的とするとき一時間につき
六月～八月	その他の月	全面	半面	四分の一面	三分の一面	半面	全面				
九百十円	三千九百四十円	九百三十円	千八百六十円	九百六十円	千二百九十円	千九百三十円	三千八百七十円	体育・スポーツに使用する場合	十萬二千三百十円	八千九百六十円	十二萬千五百円
一万四千八百十円	二万七千五十円	二万二千五百六十円	四万五千百二十円	二万五千五百七十円	三万四千百円	五万千百五十円	十萬二千三百十円	体育・スポーツ以外に使用する場合	四万四千八十円	二千九百八十円	六万七百五十円
千九百六十円	一万四千百九十円	二千十円	四千二十円	二千二百四十円	二千九百八十円	四万四千八十円	八千九百六十円	体育・スポーツ以外に使用する場合	二万二千四百十円	二千二百四十円	六万七百五十円
一万五千二百二十円	二万七千四百六十円	二万六千二百十円	五万二千四百三十円	三万三百七十円	四万五百円	六万七百五十円	十二萬千五百円	体育・スポーツ以外に使用する場合	二万二千四百十円	四千二十円	六万七百五十円

別表第二第五号アの表の備考の2の表を次のように改める。

主 競 技 場			設 備				区 分		備 考		
			冷 房		観 客 席						
ア フロ 競 技			半 面	全 面	主 競 技 場						
三分の 一面	半 面	全 面			四分の 一面	三分の 一面	半 面	全 面	ア フロ 競 技		
			七百六十円	千百五十円						二千三百円	百七十円
二千三百円	三千四百五十円	六千九百十円	五百十円	千二十円	二千七百九十円	千八百九十円	二千五百二十円	三千七百八十円	七千五百六十円	営利を目的とするとき一時間につき	体育・スポーツに使用する場合
九百六十円	千四百四十円	二千八百八十円	二百十円	四百二十円	千百六十円	七百八十円	千五十円	千五百七十円	三千百五十円	営利を目的としないとき一時間につき	体育・スポーツ以外に使用する場合
二千八百八十円	四千三百二十円	八千六百四十円	六百四十円	千二百八十円	三千四百九十円	二千三百六十円	三千百五十円	四千七百三十円	九千四百六十円	営利を目的とするとき一時間につき	体育・スポーツ以外に使用する場合

球 技 場	洋 弓 場	庭 球 場	一面ごとに 二百八十円	一面ごとに 二千四百三十円	一面ごとに 五百八十円	一面ごとに 二千四百三十円
五百八十円	九百三十円	二万五千八百二十円	三千百二十円	二千二百八十円	千二百八十円	二万五千八百二十円
八百円	三千百二十円	八千円	八百円	三千百二十円	三千百二十円	三千百二十円

		暖房設備	
補助競技場	観客席	四分の一	
		全	半
補助	全	八百四十円	五百七十円
補助	全	二千五百四十円	千七百二十円
補助	全	二千九百六十円	七百二十円
補助	全	千二百三十円	二千六百六十円
補助	全	千六十円	三千百八十円
補助	全	六百十円	千八百五十円
補助	全	千四百八十円	千八百五十円
補助	全	九百八十円	九百八十円
補助	全	四百九十円	四百九十円

別表第二第五号アの表の備考の3の表中「千二百二十円」を「千二百五十円」に、「二千四百四十円」を「二千五百円」に、「六百十円」を「六百二十円」に、「四百円」を「四百十円」に、「八百十円」を「八百三十円」に、「三百円」を「三百十円」に、「五百五十円」を「五百七十円」に、「千百十円」を「千百四十円」に、「二百七十円」を「二百八十円」に改め、同号アの表の備考の5の表を次のように改める。

電光表示板	照明設備		区分
	半灯	全灯	
千百三十円	八百円	千六百十円	体育・スポーツに使用する場合 営利を目的としないとき 一時間につき
二千二百六十円	九千六百六十円		営利を目的とするとき 一時間につき
二千二百六十円	千六百十円	三千二百二十円	体育・スポーツ以外に使用する場合 営利を目的としないとき 一時間につき
二千二百六十円	九千六百六十円		営利を目的とするとき 一時間につき

別表第二第五号イの表中「四百三十円」を「四百四十円」に、「七百五十円」を「七百七十円」に、「千百三十円」を「千百六十円」に改め、同号ウの表中「九百九十円」を「千十円」に、「千百円」を「千百三十円」に、「千七百三十円」を「千七百七十円」に改め、同表の備考の表中「六百二十円」を「六百三十円」に、「九百四十円」を「九百六十円」に改め、同号エの表中「四千五百円」を「四千六百二十円」に、「一万三千五百円」を

「一万三千八百八十円」に、「千三百円」を「千三百四十円」に、「三千九百十円」を「四千二十円」に、「七百二十円」を「七百四十円」に、「二千六百十円」を「二千二百二十円」に、「九百三十円」を「九百五十円」に、「千円」を「千三十円」に、「三千二十円」を「三千百円」に、「千二百円」を「千二百四十円」に、「三千六百二十円」を「三千七百二十円」に改め、同号オの表中「四千七百円」を「四千八百三十円」に、「一万四百円」を「一万四千五百円」に、「三千六百十円」を「三千六百八十円」に、「七千八百三十円」を「八千五十円」に、「七百十円」を「七百三十円」に、「二千五百十円」を「二千二百十円」に改め、同号カの表中「六百円」を「六百十円」に、「千八百円」を「千八百五十円」に、「三千八百二十円」を「三千九百二十円」に、「一万千四百六十円」を「一万千七百八十円」に改め、同号キの表中「四千五百円」を「四千六百二十円」に、「三千円」を「三千八十円」に、「千二十円」を「千四十円」に、「五百五十円」を「五百六十円」に改め、同号ケ中「八百九十円」を「九百十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可又は現に成立している占用の協議に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

3 知事は、申請に基づき、第一項の規定による許可の期間を更新することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第十五条第一号中「第十一条第二項」を「同条第三項又は第十一条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。

（青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十五号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第八号まで及び第十号から第十二号」

を「第九号まで及び第十一号から第十三号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同項第

十一号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第

第九号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「前三号」を「第四号から前号まで」

に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 屋外広告物条例第十条第三項の規定による許可の期間の更新に関すること。

青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営柳町駐車場条例（平成九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「二万六千三百円」を「二万七千円」に、「一万五千八百円」を「一万六千二百円」に、「一万三千百円」を「一万三千四百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県営柳町駐車場条例別表に定める定期料金によりこの条例の施行の日前から同日以後の日までの間について自動車駐車場へ自動車を駐車させることができることとされている者の当該定期料金に係る期間の自動車駐車場への自動車の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営駐車場条例（昭和五十九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「五百三十円」を「五百四十円」に、「二万六千三百円」を「二万七千円」に、「一万五千八百円」を「一万六千二百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日の午後九時から翌日の午前七時三十分までの間の駐車場の利用に係る使用料及び改正前の青森県営駐車場条例別表に定める月ぎめ料金により施行日前から施行日以後の日までの間について駐車場を利用することができることとされている者の当該月ぎめ料金に係る期間の駐車場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県公共下水道条例の一部を改正する条例

青森県公共下水道条例（平成三年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において公共下水道を使用し、かつ、施行日以後引き続き公共下水道を使用する者の使用料で施行日以後最初に認定される排除汚水量に係るものについては、なお従前の例による。

青い森セントラルパーク条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十六号

青い森セントラルパーク条例の一部を改正する条例

青い森セントラルパーク条例（平成十五年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表中「八百九十円」を「九百十円」に、「三百五十円」を「三百六十円」に、「八千十円」を「八千二百三十円」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十七号

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十一年三月青森県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の第四号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十八号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十五年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の第六号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

青森県立美術館条例の一部を改正する条例

青森県立美術館条例（平成十七年十月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二号イの表を次のように改める。

区 分	九時三十分から十二時まで	十三時から十七時まで	九時三十分以前、十二時から十三時まで及び十七時以降（一時間につき）
コミュニティギャラリーA	二千百八十円	三千四百八十円	八百七十円
コミュニティギャラリーB	九百円	千四百四十円	三百六十円
コミュニティギャラリーC	千九百三十円	三千八十円	七百七十円
展示室A	二千五百五十円	四千八十円	千二十円
展示室B	二千五十円	三千二百八十円	八百二十円
展示室C	五千六百五十円	九千四十円	二千二百六十円
展示室D	三千三百三十円	五千三百二十円	千三百三十円
展示室E	千五百三十円	二千四百四十円	六十円
映像室	千三十円	千六百四十円	四百十円

別表第三号イの表中「二千四百円」を「二千四百六十円」に、「九百円」を「九百二十円」に、「千三百円」を「千三百三十円」に、「七百二十円」を「七百四十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県水族館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

青森県水族館条例の一部を改正する条例

青森県水族館条例（昭和五十八年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表を次のように改める。

		区				分				金				額	
		個人													
		一般													
		中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒及び小学校児童													
		高等学校、中等教育学校、中学校又は小学校における													
		一般													
		一人につき													
		五百十円													
		千二十円													
		五百十円													

年間入館料		普通入館料					
中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒及び小学校児童	一般	団体					
		三十人以上のもの（学校教育活動団体を除く。）			十人以上三十人未満のもの（学校教育活動団体を除く。）		
		中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒及び小学校児童		一般		中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒及び小学校児童	
		一人につき 四百十円		一人につき 八百二十円		一人につき 九百二十円	
		一人につき 四百十円		一人につき 四百六十円		一人につき 二百六十円	
		一人につき 四百十円		一人につき 八百二十円		一人につき 九百二十円	
	一般		中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒及び小学校児童		中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒及び小学校児童		
一人につき 二百八十円		一人につき 二百八十円		一人につき 二百六十円			

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の青森県水族館条例別表第一号に定める普通入館料又は年間入館料を納入している者が同日以後に当該納入に係る施設の利用をする場合の当該施設の利用に係る普通入館料及び年間入館料については、なお従前の例による。

青森県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県条例第五十一号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県証紙条例の一部を改正する条例

青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「千分の九百六十八・五」を「千分の九百六十七・六」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県証紙条例第十条第一項の規定は、この条例の施行の日以後になされた証紙の返還等について適用し、同日前になされた証紙の返還等については、なお従前の例による。

青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例

青森県工業用水道事業条例（昭和四十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項及び第三項、第二十三條第二項並びに第二十四條第一項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表非紹介患者初診料の項中「二千円」を「二千六十円」に改め、同表入院室料の項中「一万五千二百円」を「一万五千五百五十円」に、「九千六百六十円」を「九千九百三十円」に、「四千九十五円」を「四千二百十円」に、「二千七百三十円」を「二千八百円」に改め、同表診断書料の項中「二千六百二十五円」を「二千七百元」に、「六千三百円」を「六千四百八十円」に、「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改め、同表証明書料の項中「二千六百二十五円」を「二千七百元」に、「三千百五十円」を「三千二百四十円」に、「九百三十円」を「九百五十円」に、「千五百七十五円」を「千六百二十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、八八二人」を「二、八三七人」に、「二九六人」を「一九七人」に、「一、一八五人」を「一、一六九人」に、「三、三六八人」を「三、三六七人」に、「五、二九〇人」を「五、一七八人」に、「二、九四五人」を「二、七七二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「授業料（専攻科に係るものを除く。）及び受講料については徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があるとして知事が定める場合以外の場合、入学科については」を「入学科については、」に改める。

第三条第二項中「定める日」の下に「（当該日までに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第四条の認定の申請又は法第十七条の届出をした生徒に係る当該認定の申請又は届出をした日の属する月から校長が定める月までに係る授業料にあつては、同月の末日から三十日までの間で校長が定める日）」を加える。

第六条第一項中「受講前」の下に「（受講前に法第四条の認定の申請をした生徒又は法第六条第一項の規定による就学支援金の支給を受ける生徒にあつては、校長が定める日まで）」を加え、「青森県収入証紙をもつて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、受講料（同項の規定による就学支援金の支給を受ける生徒に係るものを除く。）及び入学科は、青森県収入証紙をもつて納付しなければならない。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学し、かつ、この条例の施行の日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続き在学に係る授業料（専攻科に係るものを除く。）及び受講料の徴収については、改正後の青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

青森県社会教育委員設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

青森県社会教育委員設置条例（昭和二十七年四月青森県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（委嘱の基準）

第二条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十七号

青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例

青森県総合社会教育センター条例（平成元年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一 大研修室

区 分		金額（一時間につき）
受講料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合	受講料その 他これに類 する料金を 徴収して使 用する場合	金額（一時間につき）
	最高額が千円未満のとき	三千四百円
	最高額が千円以上二千円未満のとき	四千四百二十円
	最高額が二千円以上三千円未満のとき	五千百円
最高額が三千円以上のとき	六千二百二十円	六千八百円

別表中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 大研修室以外の研修室等

イ 受講料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合

区 分	金額（一時間につき）
第一研修室	千二百円

イの場合の使用料の額の二倍に相当する額

ロ 受講料その他これに類する料金を徴収して使用する場合

調理実習室	第二工作室	第一工作室	和式研修室	第二多目的研修室	第一多目的研修室	第十研修室	第九研修室	第八研修室	第七研修室	第六研修室	第五研修室	第四研修室	第三研修室	第二研修室
五百八十円	八百十円	四百五十円	八百十円	五百八十円	千五百円	五百八十円	五百八十円	五百八十円	二百二十円	五百八十円	五百八十円	二百二十円	三百四十円	三百四十円

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

青森県立図書館条例の一部を改正する条例

青森県立図書館条例（昭和二十六年十一月青森県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「図書館」という。）」を削る。

第三条を削る。

第四条中「図書館」を「青森県立図書館」に改め、同条を第三条とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十九号

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例

青森県営スケート場条例（昭和六十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表中「五百九十円」を「六百元」に、「四百七十円」を「四百八十円」に改め、同号ロの表中「二万二千百元」を「二万二千七百三十円」に、「二万九千百元」を「二万九千九百三十円」に、「四千八百円」を「四千九百三十円」に、「六万七千九百円」を「六万九千八百四十円」に、「八万七千八百円」を「九万三百円」に、「一万八千六百元」を「一万九千三百三十円」に、「二万四千五百円」を「二万五千二百円」に、「三千五百円」を「三千六百元」に、「五万六千二百円」を「五万七千八百円」に、「七万二千六百元」を「七万四千六百七十円」に、「三万五千二百円」を「三万六千二百円」に、「四万五千六百元」を「四万六千九百円」に、「八千三百円」を「八千五百三十円」に、「十万四千三百円」を「十万七千二百八十円」に、「十三万六千円」を「十三万九千八百八十円」に改め、同表の備考中「一万三千九百円」を「一万四千二百九十円」に、「八千六百元」を「八千八百四十円」に改め、別表第二号イ(2)の表中「一万七百元」を「一万二千三十円」に、「一万五千二百円」を「一万五千六百三十円」に、「二千五百円」を「二千五百七十円」に、「三万六千三百円」を「三万七千三百三十円」に、「四万六千九百円」を「四万八千二百四十円」に、「一万五百円」を「一万八百元」に、「一万四千元」を「一万四千四百円」に、

千九百円	を	千九百五十円
------	---	--------

に、「三万五百円」を「三万三千三百七十円」に、「三万九千九百円」を「四万四千四十円」に、「一万八千七百元」を「一万九千二百三十円」に、「二万四千五百円」を「二万五千二百円」に、「四千四百円」を「四千五百一十円」に、「五万六千三百円」を「五万七千九百円」に、「七万二千七百元」

を「七万四千七百七十円」に改め、同表の備考中「一万三千九百円」を「一万四千二百九十円」に、「八千六百元」を「八千八百四十円」に改め、同号口の表中「二万七千五百円」を「二万八千二百八十円」に、「三万五千七百円」を「三万六千七百二十円」に、「五万八千八百円」を「六万四千八十円」に、「七万六千三百円」を「七万八千四百八十円」に改め、同表の備考中「一万三千九百円」を「一万四千二百九十円」に改め、別表第四号の表中「四百五十円」を「四百六十円」に、「千四百円」を「千四百四十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十号

青森県武道館条例の一部を改正する条例

青森県武道館条例（平成十二年三月青森県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区 分	体育・スポーツに使用する場合（一時間につき）		体育・スポーツ以外に使用する場合（一時間につき）	
	営利を目的としないとき	営利を目的とするとき	営利を目的としないとき	営利を目的とするとき

別表第一号の表の備考の3の表を次のように改める。

遠的弓道場	近的弓道場	相撲場	剣道場	柔道場	補助競技場	主競技場
九百九十円	九百九十円	七百二十円	五百二十円	五百二十円	四百二十円	二千二百四十円
二万四千六十円	二万四千六十円	一万七千五百八十円	一万二千八百五十円	一万二千八百五十円	一万二百八十円	五万九千二百四十円
二千四百四十円	二千四百四十円	千五百六十円	千四百四十円	千四百四十円	九百十円	五千二百円
二万七千九百七十円	二万七千九百七十円	二万三百六十円	一万四千九百十円	一万四千九百十円	一万千九百三十円	七万三百五十円

冷房設備						区		分	
剣道場	柔道場	補助競技場	主競技場		観客席	競技フ		営利を目的としないとき	営利を目的とするとき
			ロー	全面		全面	全面		
六百二十円	六百二十円	六百二十円	二千九百九十円	二千九百九十円	五百九十円	千三百六十円	六千五百七十円	二千七百四十円	八千二百二十円
千八百八十円	千八百八十円	千八百八十円	四千八十円	四千八十円	千七百九十円	千七百九十円	二千七百四十円	二千七百四十円	五千百円
千八百八十円	千八百八十円	千八百八十円	四千八十円	四千八十円	千七百九十円	千七百九十円	二千七百四十円	二千七百四十円	五千百円
六百二十円	六百二十円	六百二十円	二千九百九十円	二千九百九十円	五百九十円	千三百六十円	六千五百七十円	二千七百四十円	八千二百二十円

暖房設備								近 的 弓 道 場	相 撲 場	
遠 的 弓 道 場	近 的 弓 道 場	相 撲 場	剣 道 場	柔 道 場	補 助 競 技 場	主 競 技 場				
						観 客 席	競 技 フ ロ ア			
				半 面	全 面					
三百円	三百円	四百二十円	三百円	三百円	三百円	四百六十円	千七十円	千九百六十円	六百二十円	七百六十円
九百二十円	九百二十円	千二百六十円	九百二十円	九百二十円	九百二十円	千三百九十円	三千二百三十円	五千八百八十円	千八百八十円	二千三百円
三百八十円	三百八十円	五百二十円	三百八十円	三百八十円	三百八十円	五百八十円	千三百四十円	二千四百五十円	七百八十円	九百六十円
千百六十円	千百六十円	千五百八十円	千百六十円	千百六十円	千百六十円	千七百四十円	四千四十円	七千三百六十円	二千三百六十円	二千八百八十円

別表第一号の表の備考の4の表中「千三百二十円」を「千三百六十円」に、「二千六百五十円」を「二千七百二十円」に、「七百五十円」を「七百七十円」に、「千五百十円」を「千五百五十円」に、「五百九十円」を「六百円」に、「千八百十円」を「千二百十円」に、「三百七十円」を「三百八十円」に、

「三分の一灯」の二百九十円を「三分の一灯」の三百円に、

二百二十円

四百五十円

を

二百三十円

四百六十円

に改め、別表第二号の表中「四百三十円」を

「四百四十円」に、「七百五十円」を「七百七十円」に、「千百三十円」を「千百六十円」に改め、別表第三号の表中「六百八十円」を「六百九十円」に、「四百五十円」を「四百六十円」に、「九百十円」を「九百三十円」に改め、別表第四号の表中「九百九十円」を「千十円」に、「千百円」を「千百三十円」に、「千七百三十円」を「千七百七十円」に改め、同表の備考の表中「八百六十円」を「八百八十円」に、「九百四十円」を「九百六十円」に改め、別表第六号の表中「四百二十円」を「四百三十円」に、「八百九十円」を「九百十円」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県立郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第六十一号

青森県立郷土館条例の一部を改正する条例

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「二千四十円」を「二千七十円」に、「二千七百三十円」を「二千七百六十円」に、「六百八十円」を「六百九十円」に、「八百六十円」を「八千三百七十円」に、「一万九百円」を「一万千六百六十円」に、「二千七百二十円」を「二千七百九十円」に、「四千八十円」を「四千四百円」に、「五千四百六十円」を「五千五百二十円」に、「千三百六十円」を「千三百八十円」に、「一万六千三百五十円」を「一万六千七百四十円」に、「二万千八百円」を「二万二千三百二十円」に、「五千四百五十円」を「五千五百八十円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第六十二号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

別表第五号中「一万九千円」を「二万円」に改め、同表第九号中「第九十七条の二第二項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同表第十号中「第

八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行の日から施行する。ただし、別表第五号の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十三号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「六時三十分」を「六時」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年三月三十日から施行する。

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県条例第六十四号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年五月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年四月三十日」に、「百分の十」を「百分の三（議長にあつては百分の五、副議長にあつては百分の四）」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の規定による期末手当の額の算出の基礎となる青森県議会の議員の議員報酬月額、同表に定める議員報酬月額とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行し、平成二十七年四月二十九日までの間に在職する青森県議会議員について適用する。

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十五号

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例（昭和三十三年十二月青森県条例第四十八号）の一部を次

のように改正する。

第二条中「第十五条第二項、第三項、第四項前段及び第八項」を「第十五条第一項及び第八項並びに公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十三号）附則第三条」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年三月一日から施行する。

2 この条例による改正後の青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭